

令和4年度老人福祉施設の指導監査結果

第1章 指導監査の方針

1 指導監査の意義と目的

老人福祉施設が、老人福祉法による設置目的に基づき、法令等を遵守した適正な事業を実施すること、入所者の意思及び人格を尊重した健全かつ適正なサービスの提供が確保されるとともに、そのサービスの質の向上が図られること等を目的とし、老人福祉法第18条第2項その他関係法令の規定に基づき指導監査を実施しています。

2 指導監査実施の経緯

平成20年4月1日に市が中核市に移行したことに伴い、それまで岩手県において実施されていた老人福祉施設の指導監査に係る事務が市に移譲されたことから、平成20年度から市において指導監査を実施しています。

3 令和4年度社会福祉施設に係る指導監査重点事項

I 適切な利用者処遇の確保について

- (1) 市施設基準に基づく人員の配置状況
- (2) 苦情受付窓口設置等の苦情解決体制の整備及び苦情に対する具体的な対応状況
- (3) 事故発生、再発防止のための取り組み及び施設内の安全管理の状況（服薬管理及び食品管理含む）
- (4) 虐待防止及び身体拘束廃止に関する取り組み状況
- (5) 利用者からの年金等預り金及び現金の管理状況

II 職員処遇の充実等について

- (1) 職員倫理及び利用者処遇に係る職員研修の実施状況
- (2) 職員の確保及び定着化への取り組み状況

III 防災対策・感染症対策の充実強化について

- (1) 非常時に対する避難設備の整備及び点検状況
- (2) 非常災害等に対する具体的計画及び安全指導の周知徹底状況
- (3) 施設内感染症対策（予防及び発生時）の実施状況
- (4) 感染症や自然災害が発生した場合の業務継続計画の策定状況

参考：指導内容の区分

文書指摘	施設の運営上重要と認められるものや、不適切な処理でその及ぼす影響が大きいものについて文書で結果の通知を行い、指摘事項に係る改善又は是正の状況を期限（おおむね30日以内）を付して報告書により求めるものです。
口頭指導	文書指摘以外の不適切な処理で、自主的な改善又は是正を促し、次回の立入指導等の際に確認を行うものです。口頭指導についても文書で結果の通知を行いますが、改善状況等については報告書での提出は必要ありません。

第2章 指導監査の結果

1 指摘事項の概要（令和5年3月31日現在）

所管施設数 31施設

施設	所管施設数	指導監査実施施設数
養護老人ホーム	2	1
特別養護老人ホーム	24	9
軽費老人ホーム	5	3
計	31	13

指導監査実施施設数 13施設

項目	施設数	割合	
文書指摘・口頭指導【あり】の施設数	9	69.2%	
(内訳)	文書指摘のみ	(0)	(0.0%)
	口頭指導のみ	(4)	(30.8%)
	文書指摘及び口頭指導	(5)	(38.5%)
文書指摘・口頭指導【なし】の施設数	4	30.8%	

※ 割合は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

<指摘事項の内容及び件数>

	文書 指摘	口頭 指導	合計 件数	割合
I 入所者処遇関係	3	3	6	33.3%
1 処遇計画の状況	(2)	(1)	(3)	(16.7%)
2 機能訓練の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
3 給食の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
4 入浴の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
5 排泄及びおむつ交換の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
6 被服及び寝具の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
7 医学的管理の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
8 レクリエーションの状況	(-)	(-)	(-)	(-)
9 家族との連携、相談体制の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
10 苦情解決への対応の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
11 実施機関との連携の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
12 生活環境整備の状況	(1)	(2)	(3)	(16.7)
13 自立、自活等への支援援助の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
II 施設運営管理関係	3	9	12	66.7%
1 入所（居室）定員遵守の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
2 諸規程の整備の状況	(-)	(5)	(5)	(27.7%)
3 諸帳簿の整備の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
4 配置基準に基づく充足の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
5 施設職員の従事の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
6 施設長の配置の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
7 育児休業等代替職員確保の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
8 設備等の整備・維持管理の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
9 運営費の適正管理の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
10 高額繰越金等の保有施設の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
11 地域開放の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
12 労働条件改善の状況	(-)	(-)	(-)	(-)
13 業務体制の確立及び業務省力化の状況	(-)	(3)	(3)	(16.7%)
14 職員研修等の資質向上対策の状況	(-)	(1)	(1)	(5.6%)
15 職員確保・定着化の取組状況	(-)	(-)	(-)	(-)
16 防災対策の充実強化の取組状況	(3)	(-)	(3)	(16.7%)
合計件数	6	12	18	100.0%

※ 割合は、小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。

2 主な指摘事項

I 入所者処遇関係

1 処遇計画の状況

身体的拘束等の適正化について、不備が認められる。

指摘例

身体的拘束等の適正化のための指針に記載すべき次の項目について、記載されていないことを確認したので、記載すること。

- ・入所者等に対する指針の閲覧に関する基本方針
- ・職員研修に関する基本方針

解説

市条例において、「当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。」と規定されています。緊急かつやむを得ない場合とは、「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の三つの要件を満たし、かつ、身体的拘束等の実施にかかる手続き等（※厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」参照のこと）が極めて慎重に行われているケースに限られます。

身体的拘束等の適正化を図るため、対策を検討する委員会（以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。）の開催、指針の整備、職員に対する研修の実施等が義務づけられていますので、以下の点に留意してください。

【1】身体的拘束等の適正化のための指針を整備する

指針には、次のような項目を盛り込むこととされています。

- イ 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ロ 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ニ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ヘ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

【2】3月に1回以上、身体的拘束適正化検討委員会を開催し、その結果について、介護職員等に周知徹底を図る

施設が、報告、改善のための方策を定めることとされ、具体的には次のようなことを想定しています。

- イ 身体的拘束等について報告するための様式を整備する
- ロ 介護職員等は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録し、イの様式に従い、報告する
- ハ 身体的拘束適正化検討委員会において、ロにより報告された事例を集計し、分析する
- ニ 身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、発生原因、結果等を取りまとめ、適正性と適正化策を検討する
- ホ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底する
- ヘ 適正化策を講じた後、その効果について評価する

【3】介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的

に実施する
研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発、指針に基づいた適正化の徹底を行うものとし、指針に基づき作成した研修プログラムにより、定期的（年2回以上）な実施と新規採用時にも必ず実施することが重要です。また、研修の実施内容を記録することも必要です。

【根拠】養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について第5の3

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について第4の3

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について第5の4
盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例第16条
盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例第15条
盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例第17条
「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ
作戦推進会議」）

改善方法

身体的拘束は入所者の尊厳を奪うだけでなく、QOLの低下にもつながる恐れがあります。よりよいケアを提供するには、現場で身体拘束ゼロを目指すことが大切です。

身体的拘束等の適正化のための指針の整備、3月に1回以上の身体的拘束適正化検討委員会の開催及び介護職員等に対する定期的な研修を実施してください。

厚生労働省が発行している「身体拘束ゼロへの手引き」においては、身体的拘束に該当する具体的事例や廃止に向けた取組、緊急やむを得ず身体的拘束を実施する場合の必要な手続についても記載されていますので参照願います。

2 生活環境整備の状況

入所者等の安全確保について、不備が認められる。

指摘例

入所者の手の届く場所に、医薬品が置かれていることを確認した。入所者の誤飲等、事故防止の観点から、保管・管理方法の検討を行い、入所者の安全が確保されるよう所要の措置を講じること。

解説

入所者が使用する医薬品が、容易に手の届く場所に保管されていた事例です。

老人福祉施設においては、医薬品の保管場所を入所者が容易に手に取ることができる場所とした場合、誤飲等の危険性が高まります。

なお、洗剤やカミソリ等についても、入所者等にとって危険物となる可能性があります。入所者等の安全管理の徹底を図る観点から、使用後は入所者等の安全が確保される場所に適切に保管してください。

【根拠】盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例第31条
盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例第31条
盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例第33条

改善方法

医薬品の保管状況の確認を常に行うとともに、鍵のかかる戸棚等を利用する等、入所者が容易に持ち出せない場所で保管してください。

II 施設運営管理関係

1 諸規程の整備の状況

諸規程（運営規程等）について、不備が認められる。

指摘例

運営規程に規定すべき項目について、規定されていないことを確認したので記載すること。

- ・ 職員の職種、数及び職務の内容

解説

市条例に基づき施設の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定める必要があります。その規程内容については、次のとおりです。

(1) 養護老人ホーム

- ①施設の目的及び運営の方針
- ②職員の職種、数及び職務の内容
- ③入所定員
- ④入所者の処遇の内容
- ⑤施設の利用に当たっての留意事項
- ⑥非常災害対策
- ⑦虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑧その他施設の運営に関する重要事項

(2) 特別養護老人ホーム※()内はユニット型

- ①施設の目的及び運営の方針
- ②職員の職種、数及び職務の内容
- ③入所定員(入居定員、ユニットの数及びユニットごとの入居定員)
- ④入所(入居)者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- ⑤施設の利用に当たっての留意事項
- ⑥緊急時等における対応方法
- ⑦非常災害対策
- ⑧虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑨その他施設の運営に関する重要事項

(3) 軽費老人ホーム

- ①施設の目的及び運営の方針
- ②職員の職種、数及び職務の内容
- ③入所定員
- ④入所者に対して提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- ⑤施設の利用に当たっての留意事項
- ⑥非常災害対策
- ⑦虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑧その他施設の運営に関する重要事項

各施設種別に共通して、「その他施設の運営に関する重要事項」については、入所者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましいです。

- 【根拠】 盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例第7条
盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例第7条
盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例第7条

改善方法

各施設において、項目に不足が無いよう再度確認を行ってください。また、規定内容と実態に差異がある場合は、必要に応じて修正を行ってください。

2 防災対策の充実強化の取組状況

非常災害対策について、不備が認められる。

指摘例

地震等を想定した避難訓練を実施していないことを確認したので、定期的を実施すること。

解 説

市条例では「非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。」と規定されています。災害には、火災だけでなく想定されうる自然災害（地震、立地条件によっては水害・土砂災害等）も含まれます。

消防法に基づき防火管理者を置くこととされている施設にあってはその者に自衛消防組織を含む消防計画の策定等の業務を行わせる必要があるほか、年2回の火災を想定した避難訓練を行う必要があります。また、夜間は職員配置が手薄になること等から、避難誘導に混乱を生ずることも想定されるため、定期的に夜間を想定した訓練も実施することが望ましいです。

- 【根拠】 盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例第8条
盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例第8条
盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例第8条

改善方法

各施設で想定されうる非常災害に備え、訓練を定期的を実施してください。
防火管理者の選任が必要な施設においては、年2回の火災を想定した避難訓練を実施し、うち1回は夜間想定した避難訓練を実施してください。

※地震を想定した訓練について、地震に起因する火災を想定するなど、一体的な訓練とすることは可能です。

第3章 適正な施設運営のために

老人福祉施設がその設置の目的に沿って、適正な事業を実施し、入所者への健全かつ適正なサービスの提供を確保するためには、老人福祉法をはじめ、設備及び運営の基準を定める条例及び厚生労働省通知等をよく理解し遵守しなければなりません。また、その経理状況及び経営状況を常に明らかにし、会計の透明性を確保する必要があります。

入所者の最善の利益を考慮し、サービスの質の向上を図るためには、家族や関係機関との連携体制の整備、法人・施設内部の各種規程や体制の整備及び規程の遵守、外部研修・内部研修による職員の資質の向上等が求められます。

市といたしましても、老人福祉施設におけるサービスの質の向上や適切な事務・事業実施が行われるよう、施設運営に有効となる資料や情報の提供等を行ってまいりたいと考えております。

今後とも、老人福祉の増進及び施設を利用している入所者の最善の利益を第一に施設運営を行ってくださいますようお願いいたします。